

事業者の義務

「医師の意見聴取」は実施していますか？

事業者は、健康診断等の結果、異常の所見があると診断された労働者に対して健康診断実施日から3か月以内に、医師等から以下の意見を聴く必要があります。

(労働安全衛生法第66条の4)

＜意見の内容＞ 就業区分及び就業上必要な措置（下表）
作業環境管理及び作業管理についての意見

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	
要就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。



注意 以下のことは「医師等からの意見聴取」ではありません。

- 健診の際に病院で、健診結果の説明と指導を受けさせている
- それぞれ、労働者個人で通院して、主治医に相談している
- 健康保険組合から通知が来て、保健指導を受けさせている

地域産業保健センターを利用すれば

無料で「医師からの意見聴取」が受けられます！

県内4か所の地域産業保健センター（通称：ちさんぽ）では、労働安全衛生法で定められた、「医師の意見聴取」等の産業医サービスをはじめ、保健師や労働衛生工学専門員による支援が、無料で利用できます。詳しくは裏面をご覧ください。

中北センター	甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、中央市 北杜市、中巨摩郡	055-220-7020
峡東センター	山梨市、甲州市、笛吹市	0553-88-9120
峡南センター	南巨摩郡、西八代郡	0556-22-7330
郡内センター	都留市、富士吉田市、大月市、上野原市 南都留郡、北都留郡	0554-45-0810

独立行政法人労働者健康安全機構 山梨産業保健総合支援センター

お急ぎの場合はこちらまで **Tel.055-220-7020** (平日 8:30~17:15)

申込方法

1. 「山梨産業保健総合支援センター」ホームページを検索



2. 「地域産業保健センター」⇒「申し込み方法・様式」のページから、 ①②いずれかの方法でお申し込みください。

① 「[Webフォーム](#)」

② 「[地域産業保健センター利用申込書](#) [EXCELファイル]」を印刷しFAX送信

3. 申込受領後、数日中に地域担当のコーディネーター（事務局）から、 事業場ご担当者さまに、日程や必要書類の準備について連絡いたします。

《ご利用いただけるサービスの内容》

- 労働者の健康管理の相談
健康診断で異常所見があるなど健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師または保健師が相談対応します。
- 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取（安衛法第66条の4）
健康診断の結果異常の所見があった労働者（有所見者）に対し、健康診断実施日より3か月以内に健康を保持・安全に従事するために必要な措置について、医師が事業者に対し意見陳述を実施します。
- 長時間労働者に対する面接指導（第66条の8及び第66条の9）
時間外・休日労働時間が一月あたり80時間超の労働者、または、会社又は事業場の基準を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者を対象として医師による面接指導を実施し、事業者に対し意見陳述を実施します。
- 高ストレス者に対する面接指導
ストレスチェックの結果、高ストレスであり、面接指導が必要であるとストレスチェックの実施者が判断した者を対象として医師による面接指導を実施し、事業者に対し意見陳述を実施します。
- 労働衛生工学専門員による専門指導
職場の作業管理、環境管理について、現地を確認し改善点等のアドバイスや相談に応じます。
- 副業、兼業労働者からの健康相談

ご利用時の注意

- ※本事業は、国からの補助金により、中小企業の小規模事業場の産業保健活動に対する支援の充実を図ることを目的に実施しております。つきましては、大企業の営業所・支店等のうち、企業内の産業保健活動について統括的に指導を行う産業医がいる事業場につきましては、地域産業保健センターの対象外となります。
- ※年度内に利用できる回数は原則1事業場あたり2回です。
- ※サービスは、原則、地域センターが指定する窓口での対応となりますが、産業医または保健師が事業場を訪問し、総合的な助言指導・労働者の健康相談を行うことも可能です。
- ※医師からの意見聴取は、窓口面談での対応を原則としておりますが、一部郵送での対応も行っております。サービスの内容・地域により郵送での対応ができない場合もございます。ご了承ください。